

電気調達業務 仕様書

1. 件名

けいはんなオープンイノベーションセンター (KICK) で使用する電気の調達

2. 需要場所

京都府木津川市木津川台9丁目6番

京都府相楽郡精華町精華台7丁目5番1 けいはんなオープンイノベーションセンター
(KICK) 構内

3. 仕様

(1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、蓄電設備等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 標準電圧 (常時電力) 20,000 ボルト
(予備電力) 20,000 ボルト

ウ 計量電圧 (常時電力) 20,000 ボルト
(予備電力) 20,000 ボルト

※計量電力量でもって、従量電力料金を算定するため、供給者の負担により、計量器が使用可能な状態を維持するものとする。

エ 標準周波数 60 ヘルツ

オ 受電方式 本線・予備線受電 (2回線受電)

カ 蓄電設備

(a) 蓄熱設備容量 57.8 kW

(b) 蓄熱専用計量装置の計量電圧 200 V

※蓄熱設備を有していることについて、供給者の負担により、蓄熱専用計量が可能な状態を維持するものとする。

キ 発電設備

(a) 非常用発電設備 1,250 KVA ガスタービン機関発電装置

(b) 常用発電設備 なし

ク アンシラリーサービス料金対象容量 なし

(2) 契約電力、予定使用電力量、予定蓄熱電力量

ア 契約電力 (常時電力) 950 kW

イ 契約電力 (予備電力) 950 kW

ウ 予定使用電力量 2,269,776kWh×2年

エ 予定蓄熱電力量 92,788 kWh×2年

(いずれも平成30年12月1日から平成31年11月30日までの使用量見込み、翌年度も同量を予定)

ただし、実際に契約期間中に使用される使用電力量等はこの値を上回り、又は下回ることができるものとする。

また、その予定使用状況及び使用実績は次のとおり。

<各月の電力予定使用量及び蓄熱電力予定使用量> (*翌年度も同量を予定)

月分	契約電力(kW)	最大需要電力(kW)	力率(%)	使用電力量計(kWh)	蓄熱(再掲)(kWh)
2018年12月分	950	440	100	162503	835
2019年01月分	950	540	100	172217	117
2019年02月分	950	541	100	167046	99
2019年03月分	950	553	100	180611	892
2019年04月分	950	534	100	147848	8000
2019年05月分	950	535	100	174729	12905
2019年06月分	950	653	100	217008	20882
2019年07月分	950	630	100	255636	23359
2019年08月分	950	664	100	238107	10566
2019年09月分	950	914	100	222946	9372
2019年10月分	950	526	100	186053	5511
2019年11月分	950	370	100	145072	250

<各月の電力使用実績及び蓄熱電力使用実績>

月分	契約電力(kW)	最大需要電力(kW)	力率(%)	使用電力量計(kWh)	蓄熱(再掲)(kWh)
2018年07月分	950	630	100	255636	23359
2018年06月分	950	653	100	217008	20882
2018年05月分	950	535	100	174729	12905
2018年04月分	950	534	100	147848	8000
2018年03月分	950	553	100	180611	892
2018年02月分	950	541	100	167046	99
2018年01月分	950	540	100	172217	117
2017年12月分	950	440	100	162503	835
2017年11月分	900	370	100	145072	250
2017年10月分	900	526	100	186053	5511
2017年09月分	900	914	100	222946	9372
2017年08月分	900	664	100	238107	10566

(3) 契約使用期間

平成30年12月1日から平成32年11月30日まで

(4) 需給地点

別添資料1参照(地中引き込み)

(5) 電気工作物の財産分界点

別添資料2参照

(6) 保安上の責任分界点

別添資料 2 参照

(7) 検針日及び計量

各月の計量期間は、毎月 1 日の 0 時から当該月の最終日の 24 時までとする。(以下、「計量期間」とする。) 計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、計量期間とする。

(9) 力率

ア 供給者は、契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等の規定によるものとする。

イ 力率は、その月の各日の午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%とする。)

平均力率の算定式は原則として次のとおり

$$\text{平均力率 (\%)} = \left[\frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}} \right] \times 100$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は、100%とする。

(10) 料金の設定

燃料調整費は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等(平成 30 年 8 月 1 日実施)の規定によるものとする。なお、入札価格の算定にあたっては考慮しないものとする。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進

賦課金は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等の規定によるものとし、入札価格の算定にあたっては、考慮しないものとする。

(12) 精算金

契約期間中に契約電力を超える電気使用があった場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は別途、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(13) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、公益財団法人京都産業 21 は、供給者が定める供給条件等に基づき、その代金を支払うものとする。

(14) その他

契約書、本仕様書及び質疑・回答書に記載なき事項については、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等の規定を参考に双方協議の上で決定するものとする。